



環 管 一 1147
平成30年3月26日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久 様

秋田県知事 佐竹 敬久



(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第3の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、別添の関係市町村長の意見についても十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 本事業は、沖合1km～約4km、南北約17kmの海域に最大45基の風力発電所を設置する計画であり、現段階では国内において洋上風力発電所の先行事例が少ないことから、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮すること。
- (2) 本事業の事業実施想定区域は県が設置した「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」において示された候補海域（以下「候補海域」という。）を参考に設定しているものの、候補海域から北側の海域に拡張しているため、設置する風力発電機の一部は、県立自然公園や環境の保全について配慮が必要な福祉施設、住居等と距離が近くなる可能性がある。
このことも含め、事業計画について地域住民、同区域周辺の各種施設利用者及び関係自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等や専門家からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価した上で、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。

なお、位置・規模等の決定に当たっては、候補海域を設定した際に考慮した自然公園の存在等にも配慮すること。

- (4) 設置する風力発電機の位置・規模等が複数案設定されていることから、方法書においては事業の位置・規模等を可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (5) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元等の情報入手に努め、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域周辺には、環境の保全について配慮が必要な福祉施設や多数の住居が存在していることから、これらと風力発電機との距離を適切に確保する等、事業の実施による影響を回避又は低減するよう検討すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域の南東に位置する小友沼は、国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地であるため、事業実施想定区域周辺は主要な渡り経路である可能性があるほか、ハチクマやノスリ等の猛禽類の渡りが確認されている。加えて、同区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施に伴う影響を回避・又は低減するよう検討すること。

イ 事業の実施に伴い、事業実施想定区域及びその周辺に生息する魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等に及ぼす影響について、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、可能な限り生息状況を適切に把握した上で、調査、予測及び評価すること。

(3) 景観

事業実施想定区域の周辺には、秋田県立自然公園条例（昭和33年秋田県条例第38号）に基づき指定された八森岩館県立自然公園等が存在しており、鹿の浦展望所等の主要な眺望点が複数存在することから、風力発電機の存在により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。また、候補海域は自然公園からの眺望景観への影響にも配慮して設定されたものである。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等及び専門家へ

の事業計画の周知や意見の聴取に努めるとともに、今後の現地調査の結果や候補海域を設定した際に考慮した自然公園の存在等を勘案し、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう検討すること。

また、眺望点については、地域住民等からの情報収集に努め、風力発電機の可視領域を考慮して適切な調査地点を選定すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

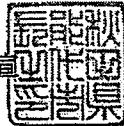
FAX 018-860-3881

写

能衛収第922号
平成30年2月20日

秋田県知事 佐竹敬久様

能代市長 齊藤滋宣



(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について(回答)

平成30年2月5日付け環管-989で照会のあったことについて、下記のとおりです。

記

1 魚類等及び漁業への影響について

事業実施想定区域は共同漁業権が設定されている海域であり、特に秋田県の県魚であるハタハタをはじめ、タラ類、ヒラメ、カレイ類等を対象とした漁が盛んである。これら魚類及び周辺漁場への影響についての確認を十分に行い、必要な調査、予測及び評価について検討すること。

このことについては、海生生物への影響は未解明な部分が多いため、諸外国の事例も踏まえつつ可能な限り最新の知見を活用し、その回避又は低減を図ること。また、周辺漁業関係者と十分な協議を行いながら進めること。

2 鳥類について

事業実施想定区域から数km東側の小友沼は、ガン・カモ類やハクチョウ等の渡り鳥の飛来地として重要野鳥生息地等に指定されており、同区域内及びその周辺が渡りの経路となっている可能性がある。計画段階においては、事業実施想定区域上空における改変空域の容積比率を算出し、検討を行うとあるが、方法書以降の手続きにおいては、特に渡り鳥の経路に対する既設風車・計画中風車との複合影響等あらゆる影響を考慮し、また、諸外国の事例も踏まえつつ可能な限り最新の知見を活用し、その回避又は低減を図ること。

3 騒音等について

計画の実施にあたっては、施設の稼動による騒音、超低周波音が周辺の施設や住居等に及ぼす影響を可能な限り回避、低減させるよう、配置等について十分検討すること。

また、超低周波音から受ける影響については個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限り最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び評価を行なうこと。

4 景観について

風車の大きさ、形、色、配置等については、供用時に見る人に対して圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、当該影響について十分な低減が図られるよう配置等について十分検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

5 船舶交通及びその他水域利用について

事業実施想定区域周辺の船舶交通の安全について、周辺漁業関係者と十分な協議を行うとともに、それ以外の船舶の航行、例えばプレジャー・ボート等による水域利用の実態についても把握し、風車の設置と運用により従前の水域利用の安全性が損なわれることのないよう、風車の位置や機種の選定、タワー周辺の安全対策について検討すること。



八峰企発第228号
平成30年2月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

八峰町長 加 藤 和 未



(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について(回答)

平成30年2月5日付け、環管-989で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業計画段階環境影響配慮書に対する意見について

○洋上風力の風車が建設されることで、潮流に影響が出ることが想定される。

潮流の変化に伴い、八峰町沖の回遊魚ルートが変わることで、地元漁業者の漁獲にも影響が出ることが想定されるため、十分にシミュレーションした上で漁業関係者等への説明を実施し、了承を得ていただきたい。

○洋上風力の風車を建設する際や建設後に発する音などが、住民の安心・安全な暮らしに影響を与えることが懸念される。

騒音や超低周波音、風車の影などについて、計画段階のため予測値では重大な環境影響は回避・低減されているとしているが、今後は現地調査等を確実に実施し、住民の暮らしに影響を与えることがないよう考慮していただきたい。

○洋上風力の風車が建設されることで、町の観光スポットとなっている鹿の浦展望所などからの眺望が変わってくる。

展望所等からの眺望が変わることから、地元住民の生活や、観光協会、ネイチャー協会などの各団体等が実施する事業に影響が出ることが想定されるので、十分に理解を得ながら事業を進めていただきたい。